

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日休日に當り、その翌日発行)

目 次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇規 則 麻葉取締法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 土地改良区の定款の変更の認可
- ◇告 示 土地改良事業の認可
- ◇告 示 土地改良事業の工事の完了
- ◇告 示 国有財産の用途廃止
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閏歴等

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「三九三、〇〇〇円以内」を「四七八、〇〇〇円以内」に改める。

別表第一の二の1の(三)中「二四〇円以内」を「二九〇円以内」に改める。

別表第一の三の3の(一)の表中

六、〇〇〇円	七、六〇〇円
九、七〇〇円	一一、四〇〇円

一、〇〇〇円	一三、一〇〇円	一六、六〇〇円	二、四〇〇円
七、一〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五、二〇〇円	三、四〇〇円

七、四〇〇円	九、四〇〇円	一三、七〇〇円	一六、四〇〇円
一一、〇〇〇円	一五、四〇〇円	二一、四〇〇円	二五、〇〇〇円

二〇、七〇〇円	三、〇〇〇円
三一、六〇〇円	四、二〇〇円

に改める。

別表第一の三の3の(ロ)の表中

二、一〇〇円	二、八〇〇円
三、二〇〇円	四、三〇〇円

四、三〇〇円	五、二〇〇円	六、六〇〇円	八〇〇円
六、一〇〇円	七、二〇〇円	九、一〇〇円	一、一〇〇円

を

二、五〇〇円	三、四〇〇円	五、二〇〇円	六、三〇〇円
三、九〇〇円	五、二〇〇円	七、五〇〇円	八九、〇〇円

八、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一一、二〇〇円	一、四〇〇円

に改める。

別表第一の六の3中「九四、一〇〇円以内」を「一一四、四〇〇円以内」に改める。

別表第一の八の3の(ロ)中「一、三四〇円」を「一、五八〇円」に、「一、四四〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

別表第一の九の3中「一六、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円以内」に、「一一、八〇〇円以内」を「一七、六〇〇円以内」に改める。

別表一の十二の3中「二二、一〇〇円以内」を「二八、四〇〇円以内」に改める。

別表第二の一の1中「四、三〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一、六五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「三、八六〇円」を「四、四〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「五、四〇〇円」に改める。

別表第二の一の2中「五六四円」を「六四二円」に、「二七五円」を「三二八円」に、「二二六円」を「二六二円」に、「五〇六円」を「五七七円」に、「五二四円」を「七〇八円」に改める。

別表第二の一の3の表を次のように改める。

鉄道賃	車賃		
	(一キロメートルにつき)	(一日につき)	(宿泊料 一夜につき)
普通旅客運賃及び特別車両料 金(必要と認めた場合は、急行料金)	一一円	九〇〇円	四、一〇〇円

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十九号

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬取締法施行細則(昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号)の一部

を次のように改正する。

別表中	全 額
87,120円以上	
を	
87,120円以上 156,000円未満	12,000円
156,000円以上 198,000円未満	15,000円
198,000円以上 287,500円未満	20,000円
287,500円以上 397,000円未満	25,000円
397,000円以上 929,400円未満	30,000円
929,400円以上	全 額

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和四十九年六月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十九号

鳥取市から申請のあった市営土地改良（津ノ井地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき岸本町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
立岩地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十五日
林ヶ原地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十五日
後谷池地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十五日
藍野地区農道整備事業と併せて行う農業用排水事業	昭和四十九年三月二十五日
吉定地区は場整備事業	昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第五百八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月五日から用途廃止した。

昭和四十九年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市正蓮寺字小丸山二四五番一地从先から同市正蓮寺字小丸山二四五番九二地先まで	二五・七五	道路敷
鳥取市正蓮寺字細谷一五七番六地先から同市正蓮寺字細谷一六〇番一地从先まで	五二・七〇	道路敷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月五日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年七月十八日 午後一時から

米子市糺町一丁目一五一 鳥取県米子警察署会議室

二、聴聞当事者の住所及び氏名

米子市皆生一四九の三番地	平尾 正子
米子市皆生二、一二五番地	岡本 明
米子市米原九〇五番地	太田 シズ江
米子市上福原一、三〇四の四番地	住岡 君男
米子市尾高町一四七番地	石原 みや子

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和四十九年七月五日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経 験 及 び 関 歴	委 嘱 年 月 日
下田三子夫	明四、四、三五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅 (鳥取)三二六七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三二、二七
椋 貞男	明四、五、二三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	自宅 (鳥取)三一三三八	鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭五、一、二五
四宮 守正	明三、一〇、一	鳥取市金沢一三三	日本海新聞社論説委員長	会社 (鳥取)三一四三三 自宅 (鳥取)三〇二七	鳥取県立鳥取農業高等学校校長 鳥取市教育委員会委員長	昭四、四、三
田中 篷篤	大二、一、三	鳥取市葛蒲四五五	鳥取大学教授	大学 (鳥取)六一〇三三 自宅 (鳥取)三一三二六	鳥取大学助教授	昭四、四、三
遠藤 崇	大三、七、七	米子市両三柳四五六五の四	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	県総評議会 (鳥取)三一三九九 自宅 (米子)元一五六七	国鉄労働組合米子地方本部執行 委員長 鳥取県労働組合総評議会議長	昭四、三、二六
生田 満彦	昭八、八、三六	鳥取市岩倉四一四の一七	鳥取県労働組合総評議会東部地区評 議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	地区評議会 (鳥取)三一三九一 自宅 (鳥取)三一三六二	山陰マスコミ共闘会議議長 日本海新聞労働組合執行委員長	昭四、四、三
亀井 幸義	昭五、三、三	倉吉市天神町二七二の一四	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 明治機械製作所労働組合書記長 鳥取県地方労働委員会委員	地方同盟 (倉吉)六一五〇一 自宅 (倉吉)六一三六〇	明治機械製作所労働組合副委員長	昭四、六、三
谷口 富雄	大三、三、七	鳥取市浜坂一六一〇	鳥取県労働組合総評議会東部地区評 議会事務局次長	地区評議会 (鳥取)三一三九九 自宅 (鳥取)三一三七五	国鉄労働組合米子地方本部執行 委員長 鳥取県地方労働委員会委員	昭四、三、三
岡村吉太郎	大三、三、元	鳥取市中町一九	株式会社鳥取大丸代表取締役 株式会社大丸参事 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (鳥取)三一三三五 自宅 (鳥取)三一三五四	株式会社大丸神戸店次長	昭四、三、七
鈴木 実	大九、八、二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 (鳥取)三一八四四 自宅 (鳥取)三一〇〇三	日本海新聞社取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	昭五、三、二六

勝部 可盛	尾平 正義	藤田 忠義	由谷 武之	佐々木 敬	井上 武	磯江 末夫	小林 俊治	北岡 義尊	鈴木 敬直	松浦 武儀
昭八、三三四	明七、三三〇	昭三、三二六	大六、七三三	昭三、二二六	大二、六二三	大二、六二三	明六、八二〇	大五、二二六	大八、一、二八	明三、二〇二六
米子市岩倉町七三	日野郡日野町福長九〇四	東伯郡東郷町大字引地 四〇一五五	倉吉市余戸谷町二九九一の一	倉吉市余戸谷町二九九一	倉吉市北野一五七の一	東伯郡羽合町大字田後 三四八の二	倉吉市福庭三四四の五	倉吉市仲之町七六一	鳥取市立川町一丁目三四の一	鳥取市二階町三丁目二一八
鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	神鋼機器工業株式会社総務部次長	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会中部地区評 議会議長 倉吉市議会議員	全日本労働総同盟鳥取地方同盟会長 全織同盟山陰支部協議会議長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	鳥取県労働組合総評議会中部地区評 議会事務局長 羽合町議会議員 鳥取県地方労働委員会委員	倉吉北高等学校校長	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取商工会議所専務理事	鳥取家具工業株式会社取締役社長
自宅 (米子)三十一四四	自宅 (黒坂農集)三三三	自宅 (松崎)三二〇九九	自宅 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二	自宅 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二	組合 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二	地区評議会 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二	高校 (倉吉)六一二二二 自宅 (倉吉)六一二二二 自宅 (倉吉)六一二二二	病院 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二 自宅 (倉吉)三二二二二	会議所 (鳥取)三二二二二 自宅 (鳥取)三二二二二 自宅 (鳥取)三二二二二	自宅 (鳥取)三二二二二 自宅 (鳥取)三二二二二 自宅 (鳥取)三二二二二
鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員
昭四、四三三	昭四、八二六	昭四、六二七	昭七、三二六	昭六、三二七	昭七、三二六	昭五、二二五	昭四、四三三	昭四、二二六	昭四、七二八	昭四、三二八

直野 喜光 昭四、一三 米子市加茂町一丁目二二

弁護士

自宅
(米子)三二七四三

鳥取県弁護士会副会長

昭四、四、七

宇田 輝正 明四、三六 米子市博労町四丁目一六四

鳥取県労働相談員

労政事務所
(米子)三一七三三
自宅
(米子)三一七四〇

米子市立成美小学校校長

昭四、四、三

小倉 勇 昭三、七五 米子市陰田町六〇五

鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局長
鳥取県地方労働委員会委員

地区評議会
(米子)三一四三二
自宅
(米子)三一四九二

鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局次長

昭四、三、六

石田 登 大四、四一 米子市皆生一六八四の二

鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長
博愛病院従業員組合執行委員長

病院
(米子)三一三三三
自宅
(米子)三一五〇〇

山陰医療労働組合協議会議長

昭四、三、七

中森 義人 大五、八二 米子市浦津二五三

国鉄労働組合米子地方本部書記長

組合
(米子)三一五九七
自宅
(米子)三一〇六九

国鉄労働組合米子地方本部執行委員長
鳥取県労働組合総評議会副議長

昭四、一〇、三

藤井 俊郎、 大二、一〇六 米子市皆生二〇九三

株式会社山陰放送常務取締役
鳥取県地方労働委員会委員

会社
(米子)三一三二二
自宅
(米子)三一〇五五

株式会社山陰放送取締役

昭四、六、二六

小林 繁 大五、七四 米子市久米町四五

米子機工株式会社取締役社長
株式会社米子鉄工所専務取締役
鳥取県地方労働委員会委員

会社
(米子)元一〇三三
自宅
(米子)三一三四五

株式会社米子鉄工所取締役

昭四、一、四

松篠 重允 大八、五二〇 境港市大正町四四

米子木工株式会社取締役社長
山陰家具工業株式会社取締役社長
日本海住宅産業株式会社取締役社長
鳥取県家具工業協同組合連合会会長

会社
(米子)三一三三三
自宅
(境港)二一三三三

米子木工株式会社専務取締役

昭四、六、三、七

野間 潔 大四、五三 米子市錦町二丁目二二

米子信用金庫常務理事

会社
(米子)三一二四四
自宅
(米子)三一五五六

昭四、三、七

岩田 俊夫 大六、三六 鳥取市江崎町九五

鳥取県地方労働委員会事務局長

事務局
(鳥取)三一六〇四
自宅
(鳥取)三一二六七

鳥取県厚生部厚生援護課長

昭四、四、六

高田 純

大七、九二四

八頭郡家町大字宮谷六四

鳥取県地方労働委員会事務局次長

鳥取県商工労働部観光課長

昭四六、一二五

谷口 俊男

大三、三一九

鳥取市雲山四八の四

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

鳥取県地方労働委員会事務局審査課課長補佐

昭四四、七二六

原田 芳秋

大三、九三三

鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

鳥取県地方労働委員会事務局調整課課長補佐

昭四六、一三六

事務局
(鳥取)三一六〇四
自宅
(郡家)二二五〇六

事務局
(鳥取)三一六〇四
自宅
(鳥取)三一五九二

事務局
(鳥取)三一六〇四
自宅
(鳥取)三一二〇六

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】